

山梨県インターネット動画広報業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨県インターネット動画広報業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

3 事業の目的

本県の魅力を伝える動画を制作し、県の公式YouTubeチャンネルで配信するとともに様々なメディアを活用したPRを行うことにより、テレビ視聴時間の少ない県内外の若年層に県の魅力や情報を伝える。

また、併せて県の公式YouTubeチャンネルの登録者数の増加を図る。

4 業務内容

受託者は、次に掲げる(1)から(4)の項目について、山梨県と協議しながら、全体コンセプトの設定及び体制の構築を行い、業務を実施すること。

なお、実施に当たっては以下の点に留意すること。

本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

このほか、事業実施に当たっては、山梨県と協議の上、目標となる指標(チャンネル登録者数、動画再生回数等)を定め、目標達成のために必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。チャンネル登録者6,000人、動画再生回数10,000回(平均)以上を目標とすること。

(1) 若年層にリーチする動画の制作、及びPR

① 受託者は、次に掲げる動画を計16本制作すること。

なお、動画の企画・構成・脚本については受託者が作成し、事前に県の承認を受けた上で制作すること。また、取材先の選定・調整等は受託者が行うこと。

ア 地域情報を伝える動画

地域文化、郷土芸能、県内スポーツ、地域活動及び全国的に活躍する山梨県にゆかりのある人物などを紹介する県内地域情報に関する動画

イ 山梨県の魅力を伝える動画

山梨県の誇る観光地、先端科学技術、農林水産物、食、工芸品等に係る動画

- ・ 制作に当たっては、トレンドを意識し、話題性のある著名なインフルエンサーを活用した動画を4本以上制作することとし、脚本に工夫をこらすなど、視聴者、特に若年層の興味を引き、多くの方に視聴されるような動画とすること。なお、同日内に複数本の撮影を行うことも可とする。
 - ・ 制作した動画は全て県の公式YouTubeチャンネルで配信する。但し、著名なインフルエンサーを活用した動画の配信については、より県の情報が拡散されるように自身のチャンネルを活用することも可とする。その際は、山梨県や県の公式YouTubeチャンネルの情報を紹介するとともに、リンク先を記載するなど県の情報に誘導する仕組みを取り入れること。
- ② 動画制作・配信の時期については、概ね毎月2本程度とし委託期間中において、極度な偏りがないようにすることとし、山梨県と受託事業者間で協議し、決定すること。

- ③ 動画の制作等、業務の一部を動画制作会社等に再委託することができる。
- ④ 動画の制作に当たっては、サムネイルの制作も併せて行うこと。
サムネイルについては、視聴者の興味を引き、多くの方に視聴されるよう工夫をこらすものとし、山梨県の確認及び承認を受けること。
- ⑤ 山梨県ホームページのメインビジュアルに使用する画像(幅840ピクセル×高さ341ピクセル)を制作し、納品すること。
- ⑥ 制作動画、及びサムネイルについてはインターネット上で配信可能な状態でその都度、県の指定する方法で県に納品すること。
- ⑦ 本事業の目的を達成するために、山梨県と協議の上、主にキュレーションサイトをはじめとしたネット系メディア、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、TrueView インストリーム広告などの各種媒体を活用し、動画毎に効果的なPRを行うこと。また、必要に応じて短尺PR用動画も併せて制作すること。なお、新聞、テレビ、印刷物等を活用した広告も可とする。

(2) 県民 YouTuber 発掘の実施

受託者において、県民 YouTuber (※) を発掘することとし、チャンネル登録者数を増やし、多くの県民等に視聴してもらうこと。

(※) 県民 YouTuber とは
県内に在住もしくは山梨県に関わりのある活動をしている者で、YouTuber として活躍しているもの、もしくは、今後 YouTube において活躍が見込まれる者

(3) 企画会議の実施

月1回以上の企画会議を県内で開催し、取材する題材や動画の構成案、広報計画等について受託者の責任において提案し、山梨県と協議すること。

なお、企画会議の結果については、受託事業者で取りまとめの上、速やかに山梨県に報告すること。

(4) 効果測定・分析

本委託業務について広告の表示回数、チャンネル登録者数、動画の視聴回数、視聴者の属性(年齢、時間帯別、地域、特性等)等の分析数値などを県の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じて、視聴者の傾向などを分析し、山梨県に対してその都度改善案を示すとともに、以後の動画制作に随時適切に反映させること。

5 事業報告

委託事業終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

6 その他

- (1) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (2) 委託業務において制作した動画については、その全てを、DVD 2枚に固定し、山梨県に成果品として提出すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。